

特定行為研修制度および精神科認定看護師制度に関する検討プロジェクト 報告書（2019年度）

1. プロジェクトの経緯

厚生労働省は手順書により特定行為を行う看護師を10万人以上養成することを目標に掲げ、「特定行為に関する看護師の研修制度」を推進している。当協会においては、昨年度に「特定行為研修制度に関する検討プロジェクト」を発足し、特定行為研修を実施すること、精神科認定看護師制度においても特定行為研修を導入することが提案され、安定した運営で継続可能な方法を検討する必要があると報告された。

今年度は、これらの提案の実現をめざして本プロジェクトを発足した。特定行為研修においては、今後さらに普及していくことを想定し、精神科医療にとどまらず外来・在宅部門や広く一般医療においても当協会の特定行為研修が活用されることを目標とした。また、精神科認定看護師制度においては、現場における看護ケアの質の向上を図ること、精神科認定看護師の社会的評価を高めることをふまえ、全国の精神科病院に精神科認定看護師を配置することをめざす。これからの時代に即した精神科認定看護師制度について、特定行為研修制度との関連性の議論を行い、質の高い精神科看護が実践できる人材を養成すること等を本プロジェクトにおいて共通認識をもち、検討を実施した。

2. 検討内容

- 特定行為研修における指定研修機関の申請にむけた検討
- これからの精神科認定看護師に求められる役割と教育のあり方

3. 検討期間及び答申時期

令和元年8月～令和2年3月に検討し、令和2年3月の理事会に答申した。

4. 検討結果

1) 特定行為研修と精神科認定看護師制度の位置づけや関連性

- 特定行為研修と現行の精神科認定看護師制度について、位置づけや関連性を整理した（表1）。
- 特定行為研修は特定行為を含めた質の高い医療や看護を提供するジェネラリストを養成するものであり、精神科認定看護師教育課程に積み上げて実施されるものではない。

表1 特定行為研修と精神科認定看護師制度の位置づけや関連性

	特定行為研修制度	精神科認定看護師制度
制度の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成 医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を実施する場合の研修制度 	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い看護を実践できる看護師を養成 看護現場における看護のケアの質の向上をはかる 当協会の資格認証制度
教育課程の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 臨床推論、臨床病態生理学などの医学的知識を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健医療福祉、精神科看護を中心に学び、精神科認定看護師の役割を学ぶ
時間数	<ul style="list-style-type: none"> 共通科目 250 時間 区分別科目 	<ul style="list-style-type: none"> 735 時間
教育方法	<ul style="list-style-type: none"> 科目毎に講義、演習、実習が指定されている。 e-ラーニングなどの通信教育可 	<ul style="list-style-type: none"> 集合教育による座学と演習・実習がある。 通信教育は行っていない
教育課程修了後にできること	<ul style="list-style-type: none"> 特定行為 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科認定看護師の役割（質の高い実践、相談、指導、知識の発展）
現場における有用性	<ul style="list-style-type: none"> 個人の基礎的なスキルアップ 医師との情報共有、連携強化 多職種連携の推進 など 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科認定看護師の役割の実践をとおして、現場の課題解決、新しい実践の創造 多職種連携の推進 院内教育の充実 など

2) 特定行為研修における指定研修機関の申請にむけた検討

- 昨年度のプロジェクトの提案をふまえ、特定行為区分は下記の3区分を申請する(表2)。
- 学習方法は受講生の受講しやすさを重視し、e-ラーニングを活用することとした。
- 特定行為区分は、受講生による選択制とする。

表2 申請を予定している特定行為区分

特定行為区分(区分別科目)	特定行為名
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与

3) これからの精神科認定看護師に求められる役割と教育のあり方

- プロジェクトでは、精神科や関連する領域で働く看護師の多様なニーズをふまえ、現場で活用できる質の高い精神科認定看護師を養成することが重要であると考えた。
- 特定行為ができる精神科認定看護師の養成も行っていく必要があると判断し、時代のニーズに応えられるようにカリキュラムを再編することを検討した。
- カリキュラムの再編にあたっては、①精神科認定看護師教育課程に特定行為研修の共通科目を組み込むこと、②現行の精神科認定看護師教育課程の学習内容から精神科認定看護師としての実践の基盤となる科目を認定科目として位置づけることを検討した。
- 特定行為研修と精神科認定看護師教育課程の位置づけは異なるものであるが、両方を同一年度に受講することを想定したカリキュラムにすることが望ましいと考えた。

5. 提案内容

1) 特定行為研修について

- 精神科病院、総合病院、訪問看護ステーション等の看護管理者を対象に特定行為研修制度や精神科における特定行為研修の意義を広報し、当協会でも特定行為研修を実施することを周知する。
- 厚生労働省への申請は特定行為研修の申請案(表 3)を基に準備を整え、申請の時期は令和3年度とする。
- 共通科目・区分別科目は、既存のe-ラーニングを利用する。

【理由】

- 現時点において、特定行為研修制度が精神科病院等の管理者に十分に周知されていないため、受講者の確保が難航することが予測される。
- 実習施設の確保にも課題があるため、管理者に当協会と協力することにより自施設で特定行為研修が実施できるメリットがあることを伝え、受講者数の確保をめざす。
- 令和2年度は申請準備期間と位置づけ、広報活動や申請に必要な準備を行う。
- 特定行為研修はe-ラーニングを利用するなど全面的に外注し、その代わりに精神科認定看護師教育課程のカリキュラム再編を充実させる。

表 3 特定行為研修の申請案

項目	内容
受講の要件	・看護師経験3～5年以上とする ・所属施設の推薦 ・選考方法:書類選考など ・当面は自施設での実習を前提にする
カリキュラム	・参考資料2を参照 ・共通科目の学習方法:e-ラーニング ・区分別科目の学習方法:e-ラーニング
実習	・自施設での実習を前提とする (ただし、実習施設としての要件を満たす必要がある) ・実習施設の確保
修了生の管理	・特定行為研修修了者とする。
申請準備	・申請にむけたタイムスケジュール案を参考資料1に示す ・特定行為研修管理委員会の設置 など

2) 精神科認定看護師制度について

- これからの時代に即した精神科認定看護師を養成するために「新精神科認定看護師教育課程のカリキュラム」(以下、新認定カリキュラムという)をたたき台にカリキュラムの再編(参考資料3)を行い、これまでより受講しやすくなるよう科目の免除制度なども設ける。
- そのほか、精神科認定看護師制度の更新等の課題を整理し、制度改正を行うことをホームページ、ナーシング・スター、学術集会等において周知する。

【理由】

- ①精神科病院で課題となっている身体合併症の治療や身体的なケア、②総合病院で課題となっているせん妄や認知症のケア、③地域で暮らす精神障がい者が安心して暮らすためのケアなど、精神科医療・看護への貢献ができる精神科認定看護師を養成するために精神科認定看護師教育課程に特定行為研修の共通科目を組み込む。
- 新認定カリキュラムは、現行の精神科認定看護師教育課程と特定行為研修の共通科目との重なりや精神科認定看護師として実践の基盤となる科目を整理したものである。これを基に各科目の時間数、学習内容、学習方法等を見直し、総時間数を 800 時間程度にする。
- 現行の精神科認定看護師制度では、他の研修機関等で同様の科目を履修していても受講を免除する制度がない。新認定カリキュラムに特定行為研修の共通科目を組み込む場合、すでに他の研修機関で学んでいることも想定される。そこで、受講生の負担軽減をはかるための制度が必要である。

3) 次年度について

- 特定行為研修の実施および精神科認定看護師制度の改正にむけて、次年度もプロジェクトを継続する。

【理由】

- 特定行為研修および精神科認定看護師制度に関して、これまでの検討をふまえて実現にむけた具体的な議論を行う必要がある。

6. メンバー

1) 検討委員

- 吉野 百合(当協会業務執行理事・一般財団法人創精会松山記念病院)
- 中藪 明子(当協会理事・公益財団法人慈愛会谷山病院)
- 中村 博文(当協会理事・茨城県立医療大学保健医療学部看護学科)
- 松永 智香(当協会教育認定委員・JA 高知病院)
- 小成 祐介(社団医療法人新和会宮古山口病院)
- 寺岡 征太郎(和洋女子大学)

2) オブザーバー

- 劔持 功(東海大学看護師キャリア支援センター)

3) 事務局

- 松岡 義明(当協会業務執行理事・京都研修センター長)
- 柿島 有子(当協会認定事業部長)
- 渡邊 やよい(当協会認定事業部認定課長兼医療政策課長)

参考資料: 特定行為研修の概要(案)

○受講に必要な経験年数

- ・看護師経験3年以上とする

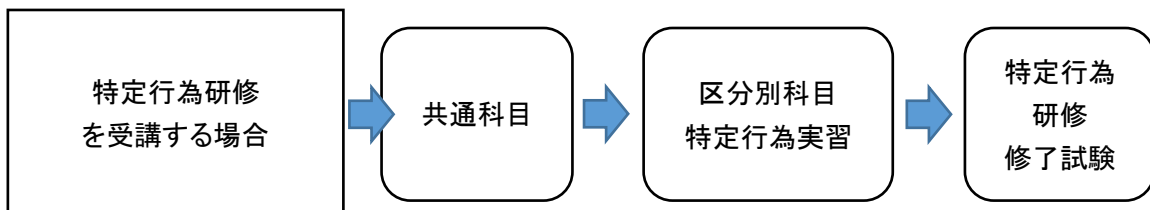
(同じ年度に新認定カリキュラムも受講する場合は看護師経験5年以上で、そのうち3年以上は精神科看護に従事)

○特定行為研修 カリキュラム

		科目名	時間数(実時間)
共通科目	必須科目	臨床病態生理学	30
		臨床推論	45
		フィジカルアセスメント	45
		臨床薬理学	45
		疾病・臨床病態概論	40
		医療安全学	45
		特定行為実践	
			小計
区分別科目	選択科目	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
		血糖コントロールに係る薬剤投与関連	16
		精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	26
		小計	16~58
		合計	266~308

*時間数は「60分=1時間」で表記している(実時間)

○受講から修了までの流れ



参考資料:新認定カリキュラムの概要(たたき台)

○受講に必要な経験年数

- ・看護師経験5年以上で、そのうち3年以上は精神科看護に従事
(現行の精神科認定看護師制度と同様)

○新精神科認定看護師教育課程カリキュラム(新認定カリキュラム)

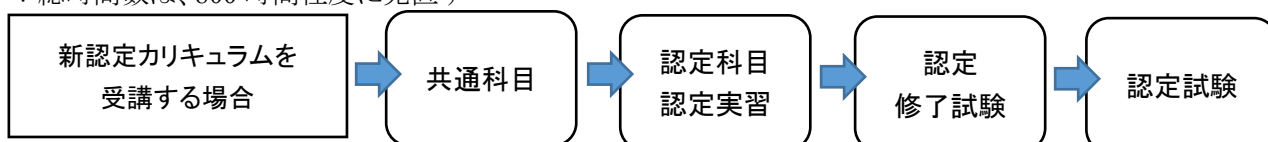
	科目名	時間数
共通科目(1)	臨床病態生理学	40
	臨床推論	60
	フィジカルアセスメント	60
	臨床薬理学	60
	疾病・臨床病態概論	55
	医療安全学	60
	特定行為実践	
		小計
認定科目(2)	情報管理と表現法	15
	精神科看護に関連した法規と制度	30
	対人関係論	15
	教育論	15
	看護研究	15
	精神保健福祉	30
	家族援助論	15
	精神科看護学	30
	精神科救急・急性期看護	15
	行動制限最小化看護	15
	退院支援	15
	精神科訪問看護	15
	リエゾン精神看護	15
		小計
演習実習	演習	30
	実習Ⅰ	135
	実習Ⅱ	90
		小計
	総時間数	830

* (1) 共通科目: 特定行為研修の共通科目に準じる

* (2) 認定科目: 現行の精神科認定看護師教育課程を基に再編する

* 時間数は「45分=1時間」で表記している(みなし時間)

* 総時間数は、800時間程度に見直す



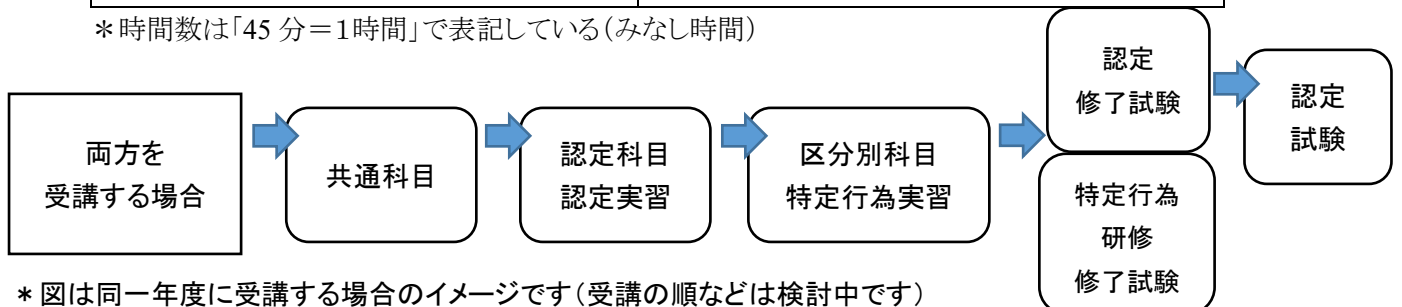
参考資料: 特定行為研修と新認定カリキュラムを

同一年度に受講する場合の概要(案)

○ 特定行為研修と新認定カリキュラムを合わせた場合

		科目名(特定行為・認定課程共通)		時間数	
共通科目	必須科目	臨床病態生理学		40	
		臨床推論		60	
		フィジカルアセスメント		60	
		臨床薬理学		60	
		疾病・臨床病態概論		55	
		医療安全学		60	
		特定行為実践			
		小計		335	
		科目名(特定行為)	時間数	科目名(認定課程)	時間数
区分別科目	選択科目	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	22	情報管理と表現法	15
		血糖コントロールに係る薬剤投与関連	22	精神科看護に関連した法規と制度	30
		精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	35	対人関係論	15
		小計	22~79	教育論	15
		認定科目	必須科目	看護研究	15
				精神保健福祉	30
				家族援助論	15
				精神科看護学	30
				精神科救急・急性期看護	15
				行動制限最小化看護	15
				退院支援	15
				精神科訪問看護	15
				リエゾン精神看護	15
				小計	240
				演習 実習	必須科目
		実習 I	135		
		実習 II	90		
		小計	255		
総時間数				852~929	

* 時間数は「45分=1時間」で表記している(みなし時間)



* 図は同一年度に受講する場合のイメージです(受講の順などは検討中です)